

農繁期託児所の經營

朝 原 梅 一

一 緒 言

最近兒童保護の施設中、この農繁期託児所位急速な普及發達を見たものは他に類例がないと云ふてよい、けれどもその研究としてこれと云ふまじまつたものは發表されて居ない、僅に小バンフレットとして發刊されて居るにすぎない、それであるからこの事業を組織的に研究して見るに相當面白ものが出来るであらうし、また農業を以て大本とする我が國に於てのみよく發達すべき事業であるかも知れない、これまで多くの兒童保護事業は外國から輸入されたものが多い様であつたが、この農繁期託児所だけは日本特有の產物であるを考へられる。

本事業は名稱の表して居るが如く農繁期の託児所であるから農村に於て之が起つたものである。我が東京府の如きは東京市と云ふ大都市を有し、農村は大都市生活の權威に壓倒されて居る状態であつて、これまで幾度か農繁期託児所の經營を主張したか知れなかつたが總てが水泡に歸して終ふた。偶々昭和八年度から東京府の指示に依つて財團法人東京府社會事業協會が昭和八年度から府下に五箇所之を施行して見たのであるが、昭和九年度に十八箇所設置を見るに到つた。これをやつて見るに意想外に農村の人達の喜ぶ事業であることが知られた。

云ふまでもなく農繁期託児所は農家の最も多忙な季節に短期間臨時託児所を開いて幼兒を預りこれに依つて等閑視されて居る幼兒を安全に保護し、且つその母及其他の家人をして後顧の憂なく勞働に従事せしめ、これに依つて勞働の能率を

高めしめるにあるのである。

こうした農繁期託兒所を經營して見るに、家庭の人達は安心して勞働に従事することが出来、不規則に食べて居た間食の習慣は改められる、清潔の習慣は養はれる、偶然の危害な疾病は防止される、幼ない幼児同志が仲のよい好い友達になる、ある幼児は四月の新入學期が待ち遠い位に小學校に行きたくなる、云ふ様に種々なる効果のあることが認められたのである。それで日本全國で最も遅れて設けられた東京府下の農繁期託兒所も今にして思へば諺言に云ふ『食はずがらひ』であつた云ふことが出来る。

二 農繁期託兒所の起源

本事業は明治二十三年鳥取縣氣高郡美穗村下味野に寛雄平云ふ人が開始したのが初めであつて、此美穗村の人達は遠耕といつて、十町も二十町も遠方に耕作に行くのであつて、秋の忙しい時には乳呑兒はそれを連れて行くが、學校に行かない幼児はこれを放任して置くのであつた。それであるから幼児達は喧嘩をする、怪我をする、泥湖に落ち込む、監督者がいないから無暗に水を飲み、無暗に飯を食べる。こうしたことで種々な無祥事を招く幼児が多いので、これを可愛想に思ひ、寛雄平氏が種々に考へた末自分の持家であつて、青年團の夜學校に貸してある家が、幸に晝はあいて居るので、自ら幼児を集めて世話をしたが見たが、さうも男の手では毎日やりきれないから、ふと思ひ就いて庵寺の尼さんに保母として働いてもらふこととしたのであつて、尼さんも農家の多忙な時には法事も少ないので、雙方好都合であらう云ふのであつた。こうして寛雄平氏は幼児を愛するの至情から、夙に農繁期の託兒所を經營したのであつた。これが數年間繰り返された様であるが何年間經營されたか明ではないが農繁期託兒所經營の先驅者である云へやう。

それが暫く中斷されたが大正五年には三重縣三重郡神前村に洗心保育園が設けられた。この保育園は當地の眞教寺住

職、志村量範師が個人で經營して居るもので、毎年一回五六月の農繁期に入るに坊守一人を保姆として、一般農家の五歳以上の幼兒を保育して繰り返しつゝ、現在まで之を繼續して來たのであつた。大正九年には石川縣能美郡國府村河田託兒所、大正十年には滋賀縣栗田郡瀬田町に萱野託兒所、愛媛縣溫泉郡湯山村農繁託兒所等が開始された。

その後逐年増加して大正十五年には百三十八箇所増加し、昭和年間に入つて急激なる發展を示し、昭和五年には二千五百十九箇所を數ふるに至つた。更に昭和八年度には六千五百五十餘箇所の設置を見る狀況にて、如何にこうした施設が農村の人達に歡迎されつゝあるか云ふことを知ることが出来る。

三 農繁期託兒所の經營者

この様に現在かくも多數の農繁期託兒所は誰人に依つて經營されて居るかを見るに昭和八年度に開始された五千七百四十五箇所に就て財團法人中央社會事業協會で調査した所に依るに、市營十一箇所、町營百六十八箇所、村營六百八十四箇所、小計八百六十三箇所で、各種の團體經營は三千五百七十五箇所、個人經營一千三百七箇所で團體及個人の經營小計四千八百八十二箇所、公私合計五千七百四十五箇所であつて如何に團體及個人が農村のために奉仕して居るかを知ることが出来る、更にこの最も多數を占めて居る團體中にはみんなものがあるか、これに就いてはこの五千七百四十五箇所の調査では知ることの出来る記録がないが、昭和五年度内務省社會局の調査、二千六十一箇所に依るに、私營の團體中には、(1)婦人會、(2)主婦の會、(3)處女會、(4)寺院、(5)教會、(6)補習學校有志、(7)小學校關係有志、(8)町村教育會、(9)私設社會事業團體等である。こゝに公營私營の可否を論ずる必要はないが町村當局の了解を得て協力して經營することが最も効果がある。

そこでかくる農繁期託兒所の保育に當る保姆は如何なる人達なるか云ふに、少しは臨時に雇ひ入れられた幼稚園保

婦、尋常小學校の女教師、多くは婦人會々員、女子青年團役員、寺院住職夫人、神職夫人、地方資産家夫人等であつて、女子青年團の團員の如きは保母として働く餘裕のないものが多いのであるから、こうした保母なるには大きな犠牲を拂はなければならぬ。それでこの保母を得るに云ふことが相當に骨の折れることであることを知るべきで、それで現在の狀況は所々に農繁期託兒所保母の講習會を開いて、短い時間に保育方法の概略を授け農繁期託兒所の思想の普及を計り保母となる志望者が有閑的な家庭から多く出現することを奨励して居るのである。

次に經營の期間はさうかき云ふに、昭和五年度内務省社會局の調査に依るに、三千百九箇所の期間に就いて之を見るに、一週間以内のものも六百五十五箇所、一週間乃至二週間以内のものも千二百二十六箇所、二週間乃至三週間以内のものも五百三十箇所、三週間以上一箇月以内のものも四百十二箇所、一箇月乃至二箇月以内のものも百六十二箇所、二箇月以上三箇月以内のものも二十四箇所、其他四箇月乃至十箇月のものも三十一箇所であつて、一週間以上二週間以内のものも最も多數を占めて居る狀況であつて、農繁期託兒所の特色としては最も多忙の期間二三週間を經營することが多い様である。

次に開設の場所としては如何なる建物が使用されて居るかき云ふに、昭和五年度の内務省社會局の調査に依るに、寺院が千十四箇所、小學校七百四十六箇所、個人の私宅其他が六百五十八箇所、特に新に建築されたるもの五箇所、場所不詳九十六箇所、合計二千五百十九箇所であつてこの方面に寺院が如何に活動して居るかを知らることが出来る。

次にその經費は如何にして得たかき云ふに、多くは經營者の負擔及篤志家の寄附金、市町村の補助金等である。これに要した金額は、一箇所分平均七拾五圓四拾五錢である。實はその期間が一週間乃至十箇月のものもあるから嚴密に知ることは出来ない。これを知るために各一日宛の費用を算出して初めて確實に知り得るので確實な參考資料ではない。

次に保護者から保育料は徴收すべきかさうか云ふに、その意見は區々であつて一定して居ない。それでおやつ代として

一日三錢乃至五錢を徴收する所もあり、またこれを徴收する爲に幼児の出席が非常に減少して來るから徴收しない云ふ説も相當有力である、云ふのは農村では一日二三錢でも現金を支出する云ふことは相當苦痛を感じて居る者もあるからで、この點を考慮するに、辨當に代る晝食の費用も、おやつ代金も出来るなら現金でなしに、農家で作つた現物を持參してこれを利用する云ふことが農村の實狀に即した方法であると思はれる。

次に規模の大小は經費を決定することになる。經費の點から云ふと一箇所に多數幼児を集める爲には大規模なものが好いが、幼ない者が自分で歩いて行く農繁期託児所としては、部落を單位として小規模なものが多く作られることで、十七八人を限度として家庭的に保育する云ふことが理想である様に思はれる。

四 農繁期託児所の設備

農繁期託児所の設備として考へなければならぬものは建物、備品、遊園等であるが、これが臨時的な施設であるから出来る限り經費が安價で經營が出来る様に工夫しなくてはならぬ。先づ建物は寺院、小學校、個人の私宅等が利用が出来るばこれを借用することが何よりも好いことである。それを幼児達がごの様に騒いでも破損する虞のない様に疊及建具等を取りはづして別途に保管して、唯午睡室、安眠室等は疊敷の別室として使用する様にすれば結構である。また適當な建物がなければ田舎にあり得る森の下蔭なきを遊場として雨天及日光直射の際木陰に入るか納屋に入る等に力めて、多くの時間は戸外に於て遊ぶ云ふ方法を取る様にすれば室内を使用する時間は短かくてすむことになるのである。

次に備品としてはこの種の保育事業にも樂器が必要であるから出来るならペー・オルガンでも備へつけられる結構である。これもなければ場合に依つては手拍子で唱歌を歌はせても好い。また此の樂器を使ひると同時にこれに必要なのは樂譜である。これは手拍子で歌ふにも、樂器を使用するにも必要であるから、だれでも歌ふことの出来る様に解り好い

ものを選んで謄寫版摺りにして各方面に配つて使用させるも好いと思ふ。食器は是非なければならぬが其他に玩具、繪本等もあればこの上はない。またこの外に小旗、綱引用の綱、なごもあれば次から次へミ遊びを變化さして行くこゝが出来らるから必要である。また夏季の託兒所になるミ蚊帳が必要である。木陰で眠らせたり、隅の方で眠らすのに必要である。好く子供の眠つて居る時に蚊がさすミか、蠅が顔にたかつて居るこゝなごもあるがこれは實に可愛そである。

それから簡單な遊園[㊦]の作り方であるが、これは子供を自活的に遊ばせる爲になければならぬ設備であるが、これを都會の公園や幼稚園の設備の様にすれば非常に澤山な金がかかるから簡單で丈夫なものを作るが好い、滑臺[㊧]の如きは小高い丘を利用して溝を掘つてその底に板を入れ、杉丸太二本を兩手すりとするミか竹の節を取つたものを丸太の代りにするミかして簡單に作るこゝが出来るがその傾斜は、高さ六尺に九尺の滑道にするこゝである。ブランコは立木の枝を利用して綱をさげて作るこゝも好い。唯垂れ綱が長くては危険である。幼兒用としてはブランコに立乗りをして上に手を延してその上三尺位あます位な長さが好い云はれて居るから垂れ綱は六尺か六尺五寸位ものが適當である。

また金棒[㊨]の代用[㊩]として竹の節をこつたものを二本の立木または柱にくゝりつけたものであるがこれも幼兒が腹部にあて金棒を使用する様に使ふこゝの出来るこれも面白いものである。砂場[㊪]は川が近くになれば土地に穴を掘つて簡單に作るも好い。これが管理方法は砂に少し水分を與へて砂を團子に作るこゝの出来る様にしてやるこゝが必要である。また砂の代りに土を掘りかへして相撲場[㊫]を作るミか、或は丸木を横倒しにして固定圓木[㊬]に使用するミか云ふ様に農家の木材を破損しないで色々に工夫して遊び場を作るこゝも出来るのである。尙ほ運動場[㊭]を作るには幼兒達が怪我をしない様に運動場とする土地を好く掘りかへしてミげや硝子のかけら其他で幼兒が素足で歩いてても何等差支のない様に土地を整理してやるこゝである。

最後に幼児を管理する必要から運動場として遊ぶべき土地と他の部分を限るために境界を設けることが必要である。これも立派なものを作るに非常に多くの費用を要するから、唯一間程隔て、杭を打ち、その杭に幼児がまたぐことの出来ない程度の繩を張るに過ぎない。若しも必要があれば、もぐることの出来ない様に三段位に三筋張つても好いのである。それから繩のない場合には山から葛を取つて来てこれを張つても好いのである。かく境界を定めてこれから外に出て遊んではいけないに定めて置くに過ぎない。そして種々な遊具はその繩張の内にはばらり幼児が散つて遊ぶことの出来る様に設けるに過ぎない。

此の様に農繁期託児所なきで出来るだけ多くの遊具を設けたり、玩具を備へたりするのは、幼児が次から次に變化ある遊びを自由に爲して長い時の過ぎるのを忘れて面白く遊び得るからである。若しも玩具や遊具が少なく幼児達がお互に人間關係にのみ交渉をもちつゝ遊ばなければならぬからである。時としては保姆が多くの幼児を遊ばせてやらなければならぬ。そうなるに保姆は非常に心を用ひて疲勞を増すのであるが、遊具や玩具を使用して幼児が自活的に遊ぶことが出来るに保姆はこれを監督して居り、さへすればよいのである。此點を好く考へて經營者が相當な設備をしなければならぬ。

最後に玩具でもなく遊具でもないもので必要な設備は便所である。常設の幼稚園や託児所に於ても洗面所、便所、下駄箱等は實に研究を要する設備であつて、洗面所が不完全であるミトラホーム其他の傳染病の媒介をすることになる。便所が不完全であるに不潔になつたり、怪我をしたりする。下駄箱が不完全であるに覆物を竊まれたり、紛失したり、また幼児が歸宅の際にお互に先を争ふて不快な氣分を懷き、この日の保育の効果を喪失して終ふことがあつた。農繁期託児所に於ても特に便所の如きは怪我しない様に作るに必要であつてこれは板製のアンコを作り小さい穴から深い穴に糞を落す様に作るに過ぎないと思ふ。糞が深く落ちるにそこには蠅が行かない様であるから好いと思はれる。

五 農繁期託兒所の保育

農繁期託兒所の保育方法に就いて考へるに、保姆は幼児より前に出勤して幼児の來るのを喜び迎へる心掛けでなければならぬ。幼児が來るにその幼児の顔色を見ることである。幼児の顔面には快不快、或は疾病等を物語る表情が現れる。それを見てその日の取扱ひ方を考へることである。そして別に疑問の起らぬ普通の表情ならこれを自由遊びの仲間に送り、身體的に異常がある様に認められるなら熱を計るに、腹部に觸れて腹のはり方、便通の有無などを注意すること、睡眠の状態に留意すること、醫師に診斷して貰ふこと、種々の方法を講じなければならぬ。幼児が相當集つた處で一同にお早の挨拶をかわし、唱歌を歌ふもよし、幼児の生活に叶ふた様な面白い有益なお話を十分間位する、それから唱歌、遊戯等を幼児が疲勞を感じない程度に行ふも好いと思はれる。また靜に室内に入つて手技をやらせたりするも好いのである。それから出來るなら戸外に出て太陽に觸れ乍ら自由遊びをする様に導くべきである、この自由遊び中に於ても自分の好むものを思ふまゝに作らせることも必要である。午前の十二時前になるに自由遊びも切をつけて、お手を洗ひ、晝食を攝る準備にかゝらなければならぬ、この晝食も託兒の家庭から辨當を持參させるものもあるが、時によるに、託兒所共同して晝食を作つて一所に楽しく食べさせることもある。そうなれば非常に多忙を極めることがあるのである。こうした多忙な時に幼児中に多少でも手傳をするにこの出來る子供があれば、それ等に手傳はせることも結構である。晝食の時には當番を定めて準備をさせて他の幼児が席につけば出來る丈早く食事をここの出來る様にしてやりたい。幼児はこれまで自宅で午前中に幾度か間食を頂いたものが急にその度敷を少なくして空腹を忘れて遊戯なみに夢中になつて居たのが食事を見れば急に空腹を感じる様なこともある。それであるのに食事を前にして長い行事をやるなどは考へものである。

晝食が終ればまた自由遊びで自活的に遊ばせるのである。相當遊んだ頃を見はからつてお話をしてやるに喜ぶ。このお

話には出来るなら郷土教育を應用して、村にあつた傳説さか、その村から出た偉人さか、軍人で戦死した人の傳記さか、昔時代のお寺の和尚の逸話さか、出来るだけ村人の生活に關係のある様な話材を選ぶこゝが出来ると誠に結構である。次にそのお話に關係した様な、またはこれに類似した様な唱歌が用ひられるなら結構だがさもなくば幼児の日常生活に觸れて居る事件や物體を材料にした唱歌を使用するこゝが出来ると好いと思ふ。彼の『一つ飛んでは両手をついて、何か考へ、考へ乍らかへるさこまで歸つて行くか』の様な歌は幼児の生活にも理解が出来ると思ふ。また燕の歌さか、さんびの歌さか、または樹の枝につるされたぶらんこの歌で、『ぶらんこゆれゝば花が散る』などの様に幼児の生活に觸れるこゝの出来る保育の材料を取り入れたものである。そして唱歌を歌ふにしても樂器のないこゝがあるかも知れないからその時には手拍子を打つて歌ふ様に導くこゝも必要である。こうしてお話を聞かせ、唱歌を歌はせ、また簡単な遊戯をさせて見るこゝも好い。その折、好く揃へやうなきゝ成人の考へ本位で力を入れて幼児を躱けるこゝは好くないこゝである。右手を擧げる時に左を擧げてでもそれをやかましく云はないで極めて自由にやらせたいものである。

この様な臨時託兒所で、しかも保育時間が非常に長いから、この長い時間に退屈するこゝのない様に種々變化を與へてやらなければならぬ、従つて歌つたり、踊つたりした後には、必ず何かを作らたがる、そこで物を作製させるこゝも非常に宜しいが、その製作にはそれを何かに使用する目的があれば何よりも結構である。例へて云ふに、『京の五條の橋の上』の遊戯を演劇化して樂しませやうとするこゝに辨慶の鎧や甲を作るこゝを考へて、その色付が自然ミ繪をかくこゝの練習になる様にするこゝか、その作業が何か目的であつて作るこゝになるに、それが生きてくるこゝになる。こうなるミクレヨンの使用さか、剪の使ひ方さか云ふやうなこゝが自然ミ幼兒の生活に變化を與へるこゝになる。これは唯一例であるが出来ぬならもつこも簡單なものでその日の中に物が出来る様なものを選ぶこゝは何よりも好いこゝと思ふ、昨日は自然物を

利用してあつた物を作つたが面白かつた、今日も何か作らうと考へる様にしたいものである。

かくして三時頃になればおやつ、の時間が来るからお手を洗はせて、おやつを頂く準備をすることが必要である。このおやつ、の作り方は經營の項に述べた様に、農村では現金を支出することが困難であるから、出來得る限り現物を使用して菓子なごを多く買ふて與へないで、農家で得られる現物を以ておやつを作つて與へる様にすることがある。例へば「お豆」をいつて與へることもまた「お芋」をふかして與へることも、其他「栗」「山桃」其の他の果物なごの新鮮なものも、穀類で工夫して「おはぎ」「お團子」其他を作つて與へる様なことであるが、保姆の手不足で困る様な場合には午後は小學校から歸つて來る兒童もあるから、これに手傳つて貰ふことも好いと思ふ。こうした方法は毎日出來なければ三日に一度でも好い。要は農村で出來た作物を工夫しておやつを作つて與へる方法を考へることがである。

おやつをすませるに、午後の三時半頃になる。幼兒達も夕方が來て、淋しさを覺へる頃になるから保姆は幼兒等がこうした氣分を起さぬ様に、綱引きをやらせたり、相撲を取らせたり、共同遊戯をやらせたりして、夕方には幼兒達が「今日も面白かつた」「云ふ感じを懐く様に保育したいものである。

六 結 尾

以上の外幼兒の事故に對する應急手當、日記の整理、困る幼兒の取扱方、等述べねばならぬことがあるが、こゝにはこれを省略して、唯農繁期託兒所經營及保育の概略を述べることに留めて置く。